

業務用端末機器賃貸借契約書（案）

賃借人 地方公務員災害補償基金茨城県支部（以下「甲」という。）と賃貸人
（以下「乙」という。）とは、次のとおり端末機器の賃貸借契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、その所有する別記1記載の機器（以下「賃借機器」という。）を甲に賃貸し、甲は、これを賃借する。

（賃借機器の設置場所）

第2条 賃借機器の設置場所は、茨城県総務部総務事務センター内（茨城県開発公社ビル7階）とする。

2 甲は、乙の了解を得たうえで、甲の負担により、賃借機器の設置場所を変更することができるものとする。

（契約期間）

第3条 賃貸借の期間（以下「契約期間」という。）は、令和7年9月1日から令和12年8月31日までとする。

（賃借機器の引渡し及び検査）

第4条 賃借機器の引渡しは、甲がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、その結果合格と認めた場合は、乙に対して通知するものとする。

2 前項の検査において、賃借機器の瑕疵があった場合、甲は乙に直ちにその旨を連絡し、乙の負担において、甲が指定する期間内に、甲の承認した方法で代替品と交換させることができる。

（賃借料）

第5条 賃借機器の賃借料は、月額 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（賃借料の支払）

第6条 乙は、月ごとに前条の月額の賃借料の支払いを、当該期間の経過後に書面により請求し、甲は、乙の請求に基づいて、請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰する事由により前項の賃借料の支払が遅れた場合においては、甲に対して、遅延日数に応じ、賃借料に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（契約保証金）

第7条 乙は、契約保証金として契約期間に係る契約金額総額の100分の10以上の額を納付する。

（契約保証金が免除となる場合は、「契約保証金は、免除する。」とする。）

(賃借機器の管理)

第8条 甲は、賃借機器を本来の用法により使用し、善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

(賃借機器の保守)

第9条 乙は、賃借機器が当初の機能を保つよう、自己の負担において保守を行うものとする。ただし、甲の故意又は過失によって修理又は調整の必要が生じた場合に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の保守の内容は、別記2記載のとおりとする。

3 乙は、第1項の規定による保守を保守会社に委託することができるものとする。

4 乙は、前項の規定による委託を行う場合は、当該委託の理由、委託の内容、委託先、委託先が取り扱う情報、委託先に対する監督の方法等について、あらかじめ甲に承認を得るものとする。

5 乙は、第3項の規定により委託を受けた保守会社に第19条及び第20条の規定を遵守させなければならない。

(賃借機器の瑕疵等)

第10条 賃借機器に隠れた瑕疵があった場合は、甲は、直ちに書面により乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに乙の責任において賃借機器を正常に使用できるように修繕し、又は修復するものとする。

3 前項の規定による修繕又は修復に要する一切の費用は、乙の負担とする。

4 賃借機器に重大な瑕疵があり、その修繕又は修復が困難な場合は、甲は、乙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。

5 第2項の規定による修繕若しくは修復又は前項の規定による契約の解除により甲に損害が生じたときは、甲は、乙にその損害の賠償を請求できるものとする

(賃借機器の滅失等)

第11条 賃借機器について、滅失、盗難、損傷その他の事故により、乙の所有権が回復する見込みがない場合又は修繕若しくは修復が困難な場合は、甲は、乙に確認を求めたうえで、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じたときは、乙は、甲にその賠償を請求できるものとする。ただし、当該滅失、損傷等が甲の故意又は過失によるものではないときは、この限りでない。

(賃借機器の現状変更)

第12条 甲は、賃借機器について次の行為をするときは、あらかじめ、文書により乙の承諾を得るものとする。ただし、その必要がないと乙が認めたものについては、この限りでない。

(1) 装置、部品、付属品等を賃借機器に取り付け、賃借機器から取り外し、又は取り替えること。

(2) 賃借機器を改造すること。

(保険)

第13条 乙は、契約期間中、継続して賃借機器に動産総合保険を付するものとする。

2 前項の動産総合保険契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は過失によって賃借機器に損害を与えた場合は、甲に対しその賠償を請求することができる。

2 前項の規定による賠償の金額は、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、前条の動産総合保険で補てんされる金額は、この損害額から控除するものとする。

3 この契約の履行に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(賃借機器の譲渡時の措置)

第15条 乙は、この契約期間中に賃借機器を第三者に譲渡し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ甲の同意を得たうえで、甲が賃借機器をこの契約と同一の条件で利用できるよう措置するものとする

(権利、義務の譲渡禁止)

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(契約の解除)

第17条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約に違反したときは、書面により通告したうえで、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除により損害が生じたときの賠償に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(賃借機器の返還等)

第18条 甲は、賃借機器を返還するときは、甲の費用をもって付加財産を取り払い、賃借機器を原状に回復するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、現状のまま返還することができる。

2 この契約の終了に伴い生じた賃借機器の運送の経費その他の賃借機器の返還に要する経費は、乙の負担とする。

3 前条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙に賃借機器を返還するものとし、これに要する費用は、契約解除に至った責めを負う者が負担するものとする。

4 賃借機器の返還に際し、乙は、記憶装置内の一切の情報を消去しなければならない。この場合において、乙は、情報を消去した後、データ消去証明書を甲に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 乙は、この契約の履行により知り得た事実を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）のほか、関係規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるほか、別記3記載の個人情報の取扱いに関する特則を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、本契約締結日において、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下「暴力団員等」と総称する。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号にいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲は、乙が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に反する事実が判明したときは、乙に対する通知により、乙との間のすべての契約を解除することができるものとする。

4 前項に基づき乙に損害が生じた場合でも、乙は、甲に対し賠償請求その他何ら請求もしない。甲に損害が生じた場合には、乙がその一切の責任を負うものとする。

5 第1項又は第2項に違反する事実が判明したときは、乙は、速やかにその旨を書面で甲に通知する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲及び乙の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 7年 月 日

甲 所在地 茨城県水戸市笠原町978番6
名 称 地方公務員災害補償基金茨城県支部
氏 名 支部長 大井川 和彦

乙 所在地
名 称
氏 名

別記 1 賃借機器

項 目		数量・仕様等
機種・型名		
数量		
主 な 機 器 仕 様	OS	
	CPU	
	主記憶装置（メインメモリ）	
	記憶装置	
	光学ドライブ	
	マウス	
	キーボード	
	ディスプレイ装置	
	インターフェース	
	アプリケーションソフト	
	その他	

別記 2 保守の内容

- 1 障害発生時の保守は、迅速に対応するものとし、平日午前 9 時から午後 5 時までの間に受け付けた事項については、原則として当日又は翌営業日に対応するものとする。
- 2 部品交換等の供給が必要となった場合及び故障が発生した場合は、迅速に、必要な交換、補充、補修等を行うこと。これに要する費用は、甲の負担とする。
- 3 保守の作業を行ったときは、その内容を書面にて報告すること。
- 4 賃借人が賃借機器を適正に管理できるよう、必要な助言等を行うこと。

別記3

特 記 事 項

1 乙の責務

この契約の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

なお、収集した個人情報は、契約の終了後、甲に返還すること。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

この契約を履行するため収集し、又は作成した個人情報は、この契約を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 複写又は複製の禁止

この契約を履行するに当たって取り扱う個人情報が記録された帳票等(磁気ディスク、磁気テープその他の電子的記録媒体を含む。以下同じ。)は、複写し、又は複製しないこと。

6 返還義務

この契約を履行するため甲から引き渡された個人情報が記録された帳票等は、契約期間の終了後、速やかに甲に返還すること。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により甲に報告し、甲の指示に従うこと。